

新型コロナウイルスによる免除申請について

新型コロナウイルスの影響により収入が下がった場合に、国民年金保険料の免除申請が可能となりました。

手続きの方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に掲載しております。または、年金事務所や町役場の国民年金窓口にご相談ください。

【国民年金保険料免除等の申請について】

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることができない場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満が対象）」があります。

保険料を未納のままにしておく、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

申請はお住まいの町役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所で行ってください。申請書は窓口へお持ちください。また、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

令和2年度の免除等の受付は令和2年7月1日から開始され、令和2年

7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、免除等の申請は過去2年（申請月から2年1ヵ月前の月分）までしかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度年金事務所または、町役場の国民年金窓口へご相談ください。

▼問

郡山年金事務所

☎024・932・3434

住民課 住民グループ

☎62・8126

各種給付金について

◎中小工商事業者・個人事業主の皆様へ

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げ等が減少している事業者の方々へ給付金を支給しています。

①給付金額 一律10万円

②主な要件 売上げ等が前年同月比（2月～5月）で30%以上減少していること

③必要書類 前年の確定申告書等の控え、本年の売上げ等がわかる書類など

④申請先 産業課商工観光グループ、または三春町商工会

⑤申請期限 令和2年9月30日

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

◎休業や解雇により収入が減少した方へ

新型コロナウイルスの影響による勤務先の休業や解雇などにより、収入が減少した方々へ給付金を支給しています。

①給付金額 一律5万円

②主な要件 収入が前年同月比で20%以上減少していること、休業手当等が支給されていないことなど。

③必要書類 前年同月比で収入が減少している内容の勤務先の証明、解雇された場合は解雇通知書の写しなど。

④申請先 産業課商工観光グループ

⑤申請期限 令和2年9月30日
※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問

産業課 商工観光グループ

☎62・3960



福島県飲食店応援前払 利用券発行支援事業 「がんばる地元おらほの飲食店応援券エール」

県では新型コロナウイルスに負けずにごがんばる飲食店を応援するため、プレミアム付き前払利用券を発行しています。美味しく、お得に、食べることで飲食店を応援しませんか。



▼販売額…1枚1,000円（1枚単位で購入可能）

▼販売方法…利用券取扱店での店頭販売（現金購入のみ）

1人あたりの購入枚数制限なし
▼販売時期…9月30日（水）まで

▼利用方法…利用券を購入した取扱店でのみ1,200円/枚（個人店）、または、1,100円/枚（法人店）の食事券として利用可能

▼利用期間…令和3年1月31日（日）まで

◎利用券取扱店も募集中です。
▼申込期限…7月31日（金）まで

▼申込先…三春町商工会
（☎62・3523）

※商工会に加盟していない飲食店も参加可能

※取扱店一覧など詳しくは県ホームページをご覧ください。また、県庁商工総務課（☎024・521・8531）、または三春町商工会（☎62・3523）にお問い合わせください。